

山県市立小中学校学習用タブレット機器等貸与規程

令和4年4月1日

山県市教育委員会

第1条 (趣旨)

1. この規定は、山県市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」）に在籍する児童生徒に対する、学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じた学習用タブレット機器型情報機器等の貸与に関して必要な事項を定める。

第2条 (貸与物品)

1. この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」）は、次のとおりとする。
 - (1) 学習用タブレット機器本体及びその付属品（以下「学習用タブレット機器」）
 - (2) 学習用タブレット機器をインターネットに接続するための機器と、コード、充電用コンセント（以下「学習用タブレット機器」）

第3条 (貸与対象者)

1. 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 学習用タブレット機器 市立小中学校に在籍する児童生徒。

第4条 (貸与期間)

1. 貸与物品の貸与期間は、第7条第3項の規定により貸与を決定した日から当該貸与を受けた者（以下「利用者」）の卒業日前3月以内で、利用者の在籍する市立小中学校の校長（以下「校長」）が定める日（以下「貸与期間終了日」）までとする。

第5条 (貸与に係る費用)

1. 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

第6条 (管理)

1. 山県市教育委員会（以下「教育委員会」）は、貸与状況を常に明らかにするためにタブレット機器等貸与管理台帳（第5号様式）（以下「管理台帳」）を利用者の在籍する市立小中学校ごとに備えるものとする。
2. 教育委員会は校長に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。
3. 校長は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

第7条 (貸与の申請)

1. 学習用タブレット機器の貸与を受けようとする者は、山県市教育委員会学習者用タブレット機器貸与に係る誓約書(第4号様式)に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

第8条 (貸与物品の変更)

1. 校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者(以下「利用者」)に貸与した貸与物品を変更することができる。

第9条 (貸与物品の取扱い)

1. 利用者は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。
2. 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く)に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (5) 家庭外へも持ち出すこと。
 - (6) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (7) 校長が定める約束等に反する行為を行うこと。
 - (8) その他目的に反すること。
3. 利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

第10条 (遵守事項)

1. 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行い、接続機器のファームウェアは最新にして通信を行わなければならない。
 - (2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴(インターネットの利用履歴を含む。)を確認することに同意すること。

第11条 (充電及びインターネット通信に係る経費)

1. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1) 貸与物品の充電に係る経費。

第12条（紛失・盗難又は破損の届出）

1. 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が破損したときは、直ちに校長に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・破損届（第2号様式）を校長に提出しなければならない。
2. 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、利用者がその対価を弁償しなければならない。

第13条（損害賠償）

1. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により山口市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
2. 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報情報の漏えい等の事故が生じた場合は、山口市は、その責任を負わないものとする。

第14条（貸与決定の取消し）

1. 校長は、第4条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すものとする。
 - （1） 利用者が貸与された学校に在籍しなくなったとき。
 - （2） 利用者が第10条及び第11条の規定に違反したとき。
 - （3） 定期一斉点検など貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

第15条（貸与物品の返却）

1. 利用者は、貸与期間が終了次第速やかに、学習用タブレット機器・モバイルルータ返却届（第3号様式）に必要事項を記入し、貸与物品を返却しなければならない。
2. 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、校長が定める日までに、学習用タブレット機器・モバイルルータ返却届（第3号様式）に必要事項を記入し、貸与物品を返却しなければならない。
3. 利用者は、貸与物品を前2項の規定により返却を要する日までに返却せず、校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。
4. 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び破損箇所がないことを確認するものとする。

第16条（連帯保証）

1. 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、第12条から第14条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

第17条（事務手続の代行）

1. 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

第18条（その他）

1. この規程に定めるもののほか必要な事項は、山県市教育委員会学校教育課長が別に定める。